

(案)

西新宿地区再整備方針検討委員会  
設置要綱

(名称)

第 1 条 本委員会の名称は、「西新宿地区再整備方針検討委員会」(以下「委員会」という。)とする。

(目的)

第 2 条 西新宿地区は、昭和 35 年に決定した新宿副都心計画等に基づき道路や公開空地の整備等を進め、今日まで発展してきたが、道路と公開空地の高低差等により、一体的な空間形成や賑わいの連続性が欠けていること、築 30 年以上を経過した超高層ビルが改修等の更新期を迎えていることから、都市空間や都市機能について検討すべき時期にきている。

こうした中、町会、商店街振興組合、新宿区、新宿副都心エリア環境改善委員会等で構成する「西新宿懇談会」は、2040 年を見据えて官民が連携してまちづくりを進めていくため、西新宿地区の将来像やその実現方策等を示した「西新宿地区まちづくり指針」を令和 3 (2021) 年 4 月に策定した。

また東京都では、令和 2 (2020) 年 2 月に「スマート東京実施戦略」において、西新宿地区を先行実施エリアに位置付け、西新宿スマートシティ協議会を新宿副都心エリア環境改善委員会とともに設立し、先端技術を活用したまちづくりについて検討を進めている。

こうした状況を踏まえ、~~本委員会東京都と新宿区は~~、「西新宿地区再整備方針検討委員会」を設置し、地区内の道路等の公共空間及び公開空地等の公共的空間との一体的な活用方法、並びに超高層ビルの機能更新を見据えたまちづくりの方向性を示す「~~西新宿地区再整備方針~~」について検討を進め、~~することを目的とする~~。「西新宿地区再整備方針」(以下「再整備方針」という。)を令和 5 年 3 月に策定した。

本委員会は、再整備方針の具体化について検討することを目的とする。

(検討範囲)

第 3 条 委員会の検討範囲は、西新宿地区及び西新宿地区に関連する地域とする。

(検討事項)

第 4 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 公共空間に関すること
  - i) 道路等
- (2) 公共的空間に関すること
  - i) 公開空地等
- (3) 都市機能等に関すること
  - i) 建物用途
  - ii) 景観
  - iii) みどり
  - iv) 防災

(案)

v) エネルギー

(4) 先端技術に関すること

i) 次世代モビリティ

ii) 都市情報（ビッグデータ等）

(5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第5条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は非公開とする。

4 会議資料及び議事録は、個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などを除き、原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

5 会長は、必要に応じて、検討事項の内容を記載した書面を各委員へ送付し、意見を聴き、委員会の会議に代えることができる。

(幹事会検討部会)

第8条 会長は、委員会を円滑に運営するため、必要に応じて幹事会検討部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺基盤整備担当課及び新宿駅周辺まちづくり担当課、並びに東京都都市整備局都市基盤部街路計画課及び都市づくり政策部開発企画課とする。

(守秘義務)

第10条 委員会等の委員及びその他出席者は、討議により知り得た個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などについては、この委員会等の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の重要事実については、その公表があるまでの間、委員会等の委員及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に変更の必要が生じたときは、委員会の了承を経て改正する。

(案)

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年7月30日から施行する。
- 2 委員の委嘱のための手続き及びその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附則

この要綱は、令和4年1月24日より施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月6日より施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月4日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年 月 日より施行する。

(案)

別表1 委員会委員

職	所属・役職等
会長	政策研究大学院大学 客員教授 岸井隆幸
副会長	東京理科大学 理工学部建築学科 教授 伊藤香織
委員	埼玉大学 理工学研究科 環境科学・社会基盤部門 准教授 小嶋文
〃	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授 池邊このみ
〃	東京大学 先端科学技術研究センター 特任准教授 吉村有司
〃	東京都 都市整備局 先端技術調整担当部長
〃	東京都 都市整備局 まちづくり調整担当部長
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部長
〃	東京都 都市整備局 交通政策担当部長
〃	東京都 建設局 企画担当部長
〃	東京都 デジタルサービス局 ネットワーク整備担当部長
〃	新宿区 みどり土木部長
〃	新宿区 都市計画部 新宿駅周辺整備担当部長
〃	一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会 技術担当理事
オブザーバー	国土交通省 都市局 都市計画課 都市計画調査室長
〃	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路事業調整官
〃	警視庁 交通部 交通規制課 都市交通管理室長
〃	東京都 財務局 建築保全部長
〃	東京都 財務局 庁舎運営担当部長
〃	東京都 建設局 道路管理部長
〃	東京都 建設局 道路保全担当部長
〃	東京都 交通局 バス事業経営改善担当部長
(事務局)	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課 東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺基盤整備担当課 新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課